

オープンカウンター方式による見積合せについて

令和8年2月5日

分任支出負担行為担当官
上越森林管理署長 松井 章二

下記調達案件について、電子調達システムを用いたオープンカウンター方式による見積合せを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 事業名
令和8年度 事業系一般廃棄物等収集運搬及び処分委託
- 2 仕様詳細は別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間
令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- 4 履行場所
〒943-0172 新潟県上越市大道福田555番地 上越森林管理署
- 5 見積書等の提出期限・場所
令和8年3月5日（木）10時00分まで
〒943-0172 新潟県上越市大道福田555番地 上越森林管理署総務グループ
※電子調達システムによる提出及び郵送・持参を認めます。
- 6 提出書類
 - (1) 見積書（消費税込みの価格で記載し、必ず日付を記入してください）
※電子調達システムで見積書を提出される場合の見積額は、税抜金額を入力してください。
 - (2) 下記8に定める資格を証明できる書類の写しを添付してください。
- 7 契約の締結日
令和8年4月1日（水）
- 8 必要な資格等
 - (1) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）における関東・甲信越地域の競争参加資格「役務の提供等」を有する者であること。

(2) 「事業系一般廃棄物の運搬業、処理業の許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」の発行を受けていること。

9 その他

見積書の提出に当たっては「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず御確認願います。

なお契約締結の条件は、令和8年度予算（暫定予算を含む）が成立し予算示達された場合とします。

また、暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全期間に渡つて全額での契約となります、部分的な予算措置となったときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とします。

10 配布資料

仕様書、契約書（案）ほか

(担当：上越森林管理署 総務グループ)
(電話：025-524-2180)

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合せに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1)～(3) のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積依頼書及び仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

上越森林管理署 総務グループ（TEL 025-524-2180）

〒943-0172 新潟県上越市大道福田 555 番地

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きして下さい。

※見積書の宛名は「上越森林管理署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じて請書の徵収または契約書を作成します。

4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

事業系一般廃棄物等収集運搬及び処分委託契約書 (案)

排出事業者：分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 松井章二 (以下「甲」という)
収集・運搬及び処分業者 (以下「乙」という)

甲の事業場から排出される事業系一般廃棄物及び機密文書 (以下「事業系廃棄物等」という) の収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって事業系廃棄物等の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

許可市町村：上越市

許可の有効期限：別紙許可証を参照

事業の種類：収集・運搬業

対象廃棄物：燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物

(2) 処分に関する事業範囲

許可市町村：上越市

許可の有効期限：別紙許可証参照

事業の種類：処分業

対象廃棄物：燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物・機密書類

2 (委託する事業系廃棄物等の種類、数量)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する事業系廃棄物等の種類、回収及び委託料金は、次のとおりとする。

収集・運搬及び処分に関する種類・予定回数及び委託 契約単価

種類	予定回数	回収日	単価(税抜)
燃やせるごみ	週2回	曜日・曜日	円
燃やせないごみ	月2回	第・曜日・第・曜日	円
資源物	月2回	第・曜日・第・曜日	円

収集・運搬及び処理料金：￥ . - (消費税含む)

持込による廃棄物処理 契約単価

種類	単価(税抜)	予定数量	備考
機密書類(金属付き)	処分費(1kg)	円	400kg 処分に係る証明書込み

持込処理料金：￥ . - (消費税含む)

総額：￥ . - (消費税含む)

3 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の事業系廃棄物等を次のとおり処分する。

処分の方法：再生利用のための処理

処分施設名称：
施設の所在地：
施設の処理能力： t／日

第3条（義務と責任）

1 (適正処理に必要な情報の提供)

甲は、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は、適正理に必要な情報を甲に対して要求することができる。

2 (甲乙の責任範囲)

- (1) 乙の責任範囲は、甲から委託された事業系廃棄物等を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
- (2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- (3) 甲の責任範囲は、回収品に他の廃棄物を混入させることなく分別し、乙に引き渡すまでとする。
- (4) 甲が上記の責任を果たさないことにより乙または第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

3 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された事業系廃棄物等の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

4 (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

5 (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条（報酬・消費税・支払い）

1 (報酬)

甲の委託する事業系廃棄物等の収集・運搬及びこれを含む処分業務に関する報酬については、第2条第2項にて定める金額を支払う。

2 (報酬の改定)

報酬の額が経済情勢の激変等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

3 (消費税)

甲の委託する事業系廃棄物等の処分業務についての消費税等は、甲が負担する。

4 (支払い)

- (1) 乙は、当該業務を完了した当月末締めをもって、甲の指定した職員による検査に合格したのちに請負代金の請求をすることができる。
- (2) 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請負代金の支払をしなければならない。また、甲の都合により支払期限を経過し支払遅延となった場合は、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、代金に対し告示にて定められた政府契約

の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額を延滞利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

第5条（内容の変更）

甲または乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、処分料金または契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生じるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第6条（機密の保持）

甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

第7条（業務の履行責任）

- 1 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

第8条（甲の催告による解除権）

甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上

の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が、事業系廃棄物等収集運搬及びこれを含む処分委託契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。
- (2) この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

第9条（甲の催告によらない解除権）

- 1 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第6条の規定に違反したとき。
 - (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
 - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第10条（甲の責めに帰すべき事由による場合）

債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第11条（甲の任意解除権）

- 1 甲は、業務が完了しない間は、第8条又は第9条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

第12条（損害賠償）

甲は、第8条及び第9条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

第13条（乙の催告による解除権）

乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

第14条（乙の責めに帰すべき事由による場合）

前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

第15条（違約金）

- 1 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に對し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第16条（解約時の支払）

この契約を解除した場合、甲が認めた既済部分に対しては、その請負代金を甲は乙に支払うものとする。

第17条（債権・債務の相殺）

この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

第18条（談合等の不正行為に係る解除）

- 1 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第19条（談合等の不正行為に係る違約金）

- 1 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、違約金として100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第20条(契約期間)

この契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第21条(契約外の事項)

この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

第22条(紛争の解決)

この契約に関し紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(特約条項)

別紙1のとおり

令和 年 月 日

甲 新潟県上越市大道福田 5 5 5 番地
分任支出負担行為担当官
上越森林管理署長 松井 章二

乙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除するにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 事業系一般廃棄物等収集運搬及び処分委託

(2) 収集場所

上越森林管理署（新潟県上越市大道福田 555 番地）

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 総則

本委託契約は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。

3 処分委託する廃棄物の種類及び回収日・回収方法

- (1) 処分委託する廃棄物のうち、燃やせるごみは「生ゴミ、吸い殻、茶殻等」とし、週2回適切な方法により回収を行うこと。
- (2) 処分委託する廃棄物のうち、燃やせないごみは「ビニール、弁当容器、文房具等」とし、月2回適切な方法により回収を行うこと。
- (3) 処分委託する廃棄物のうち、資源物は「段ボール・新聞・雑誌、缶、びん等」とし、月2回適切な方法により回収を行うこと。
- (4) 処理施設へ持込による廃棄物処理（機密書類・ホチキス等金属付き）処分に係る証明書作成を込みとする。
- (5) 閉庁日には廃棄物の回収を休止とするため、閉庁日分の費用は請求できない。

回収による処分		予定回数	備考
燃やせるゴミ	生ゴミ、吸殻、茶殻等	週2回	
燃やせないゴミ	ビニール、弁当容器、文房具等	月2回	
資源物	段ボール、新聞、雑誌、缶、びん等	月2回	
持込による処分			
機密書類（金属付き）		400 k g	

4 処分の方法

処分委託された廃棄物については一般廃棄物処理業許可書に記載された施設で、再生利用を目的として適切な処理を行うこと。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 殿

ただし、令和8年度 事業系一般廃棄物等収集運搬及び処分委託

下記のとおり見積り申し上げます。

金額 (税抜)

住 所

氏 名

電話番号

1 回収	単価 (1回当たり)	予定回数 (1ヶ月当たり)	金額 (税抜)	備 考
燃やせるごみ収集運搬処理代	処分費(1回当たり10kg)			回収日
	回収費			曜日
	(1回当たり単価計)	8		曜日
燃やせないごみ収集運搬処理代	処分費(1回当たり10kg)			回収日
	回収費			第 週・曜日
	(1回当たり単価計)	2		第 週・曜日
資源物収集運搬処理代	処分費(1回当たり30kg)			回収日
	回収費			第 週・曜日
	(1回当たり単価計)	2		第 週・曜日
小 計		(1ヶ月)		1ヶ月当たり
回収 年間金額(a)		(12ヶ月)	0	年額

2 持込	単価 (1kg当たり)	予定数量	金額(税抜)	備 考
機密書類(金属付き)	処分費(1kg)	400kg		
持込 年間金額(b)				

項 目	金額	備考
回収、持込 年間金額 (a)+(b)		
消費税		
合計金額		

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

作成例

委任状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

入札日を記入

1 入札年月日 令和〇〇年△月□□日

件名を記入

2 件名 令和〇年度 事業系一般廃棄物等収集運搬及び処分委託

3 入札に関する一切の件

全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入(ゴム印でも可)

令和〇〇年△月□□日

委任された日付を記入

住 所 ○〇県△△市□□町1-2-3

商号又は名称 ○△株式会社

代表者氏名 代表取締役 関東 次郎

分任支出負担行為担当官

上越森林管理署長 殿

なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名 令和8年度 事業系一般廃棄物等収集運搬及び処分委託

3 入札等に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

上越森林管理署長 殿